

国有林内で活動する事業者・入林者の皆様へ



令和7年の岩手県大船渡市の大規模林野火災等を踏まえ、

山林での火の取扱いのルールが追加されました！

市町村において「**林野火災注意報**」・「**林野火災警報**」の運用が始まりました。

国有林へ入林される際は、各市町村における「**林野火災注意報**・**林野火災警報**」の**発令状況**や**気象状況**を確認し、**火の取扱いに十分注意**していただき、**林野火災予防**にご協力をお願いいたします。

注意報・警報等の各種**注意喚起情報**については、山林に入る前や山林内での活動の合間にご**自身でよくご確認ください！**

市町村による「**注意報**」・「**警報**」発令の情報発信の方法例

- ・**消防本部のホームページ**や**SNS**
- ・**市町村の防災メール**や**防災無線**
- ・**消防車両による巡回広報** など



これらの情報を
随時チェック！

〈市町村等の条例に基づくルール〉

林野火災注意報が出た場合
市町村が指定する区域内において



たき火をしない

タバコを吸わない



などの**努力義務**があります

林野火災警報が出た場合
市町村が指定する区域内において



たき火禁止

タバコ禁止



などの**制限**がかかります

(**罰則**あり)

※ 行為制限の区域や内容などの詳細は、地域を管轄する市町村や消防本部の情報(ホームページ等)でご確認を。

※ 消防署へのたき火の事前届出等もルールとして明確化されました。



近畿中国森林管理局

【 問い合わせ先 】

